

自動化ゲート利用案内（日本人の方用）

出入国在留管理庁

これは、自動化ゲートの利用を希望される日本人の方のための利用案内です。
内容を十分にお読みいただき、御不明な点は、担当者にお尋ねください。

1 自動化ゲートの設置場所

- 成田空港（第1旅客ターミナルビル、第2旅客ターミナルビル）
（注）第3旅客ターミナルビルには設置されていません。
- 羽田空港（第3ターミナル）
（注）第2ターミナルには設置されていません。
- 中部空港（第1ターミナル）
（注）第2ターミナルには設置されていません。
- 関西空港

2 自動化ゲートの利用が可能な方

- 有効な旅券をお持ちの方

3 自動化ゲート利用希望者登録

自動化ゲートの利用を希望する方は、あらかじめ指定された登録場所において、出入国管理及び難民認定法及び同法施行規則の定めるところ並びにこの利用案内に従って、利用希望者登録を行う必要があります。

なお、利用希望者登録を行っていただくと、自動化ゲートが設置されているいずれの空港においても自動化ゲートを利用することができます。

4 自動化ゲート利用希望者登録の受付場所

- 東京出入国在留管理局
- 名古屋出入国在留管理局
- 大阪出入国在留管理局
- 成田空港
- 羽田空港
- 中部空港
- 関西空港

※ 受付時間や具体的な受付場所につきましては、出入国在留管理庁ホームページ（https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri01_00111.html）又は自動化ゲート問い合わせ先（P. 5に記載）にて御確認ください。

5 自動化ゲート利用希望者登録の手続

(1) 必要なもの

- 旅券
- 自動化ゲート利用希望者登録申請書（日本人用）

(2) 登録の方法

- 申請書に必要な事項を記入してください。
- この利用案内を十分にお読みいただき、その内容を理解した上で、同意した旨の署名をしてください。
- 申請書と旅券を登録場所の担当者に提出してください。
- 担当者の案内に従い、両手（ひとさし指）の指紋を専用の機器を使って提供してください。
- 登録が終わりましたら、担当者から、登録済のスタンプが押された旅券をお受け取りください。

(3) 登録完了の御案内

登録の手続上、申請されたその場で登録が完了しないことがあります。その場合には、後日結果の通知を郵送しますので、登録が完了した旨の通知を受けられた方は、御都合のよいときに通知書に記載された登録受付窓口にお立ち寄りください。

6 自動化ゲート利用希望者登録に当たっての留意事項

- **両手の指紋を提供できない場合は利用希望者登録をすることはできません。**
自動化ゲート利用時は、両手の指の指紋で登録された方との同一人性を確認（認証）しますが、片手の全指が欠損しているなど、一方の手についていずれの指の指紋も提供ができない場合は、十分な認証ができないため登録ができません。
ひとさし指の指紋の提供が不可能な方は、中指、薬指、小指、おや指の順番で、いずれかの提供可能な指の指紋を提供してください。
なお、提供不可能な理由が一時的なケガであっても、自動化ゲートの利用には、登録した指紋と同じ指の指紋で認証を受ける必要がありますので、ひとさし指以外の指の指紋を提供された方は御注意ください。
- **自動化ゲート利用時にお一人で指紋の提供又は機械の操作ができない方は利用ができません。**
セキュリティ上問題があるため、自動化ゲートを一度に2人以上が通過することはできません。したがって、お一人では指紋の提供ができない方は利用ができません。
- **お子さんについては、指紋の登録あるいは自動化ゲートでの認証ができない場合があります。**
利用に年齢制限はありませんが、自動化ゲート利用時にお一人で指紋の提供又は

機械の操作ができない方は利用できません。また、12歳ぐらいまでのお子さんについては、指紋が十分に安定しておらず、指紋の登録ができない場合があります（登録ができて、自動化ゲートでの認証ができないことがありますので、御注意ください）。

- 登録時に提供のあった指紋を含む情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報として取り扱われ、同法に基づいて可能な範囲を超えて利用又は提供されることはありません。
- 機械読み取り式でない旅券をお持ちの方又は改姓された方については、旅券にQRコードシールの貼付を受ける必要があります。

7 自動化ゲートの利用方法

- 自動化ゲートの手前に旅券及び指紋の読取装置があります。画面の案内にしたがって、まず、旅券の身分事項ページ（顔写真が貼ってあるページ）を開き、旅券の読取装置のガラス面に身分事項ページが接するように旅券を置いてください（QRコードシールが貼付されている方は、当該QRコードシールを読取装置にかざしてください）。
- 次に、画面の案内にしたがって、指紋の読取装置で事前に登録した2本の指の指紋を提供してください。
- 認証が終わりますと、ゲートの扉が開きますので、お進みください。
これで手続はおしまいです（出国も帰国も利用方法は同じです）。

8 自動化ゲートの利用に当たっての留意事項

- 自動化ゲートを御利用いただいた場合は、旅券に出帰国の証印が押されませんので、証印が必要な方は、その場で証印を押すよう職員に申し出てください。
- 自動化ゲートは、セキュリティ上の観点等からお一人ずつ御利用いただくことを前提とした仕様としておりますので、一度に複数の方がゲートを通過することはできません。お一人で指紋の提供又は機械の操作を行えない方は、自動化ゲートを御利用いただけません。
- 自動化ゲートを利用した場合、原則として（注1）、後日、証印を受けることはできませんので、出入（帰）国の記録が必要になった場合は、出入国在留管理庁に対して個人情報の開示請求（注2）を行っていただく必要があります。
なお、その手続には相当の期間を必要とします。
（注1）例外として、下記のいずれかの事情が認められる場合で、自動化ゲートを利用した御本人又は同居の御親族の方が、出国又は帰国した出入国港に旅券を持参することが可能であるときは、自動化ゲート問い合わせ先（P. 5）まで、後日の証印についてご相談下さい。

- ・海外渡航中の運送免許証の有効期限経過による再取得の手続
- ・海外から帰国した場合における転入届に係る手続
- ・年金保険に関する合算対象期間（免除期間）の証明手続
- ・非居住者の免税手続
- ・外国査証の申請手続

(注2) 開示請求先 (<https://www.moj.go.jp/isa/applications/disclosure/record.html>)

出入国在留管理庁総務課情報システム管理室出入国情報開示係

住所：〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13

F

電話：03-5363-3005

受付：午前9時から午後5時（土日祝祭日を除く。）

- 自動化ゲートの登録期限は、旅券の有効期間満了日の前日までです（旅券に押印された登録済のスタンプの中に記入してありますので御確認ください。）。
- 乾燥、汗又は傷といった指の状態によっては、指紋が認証できないことがあります。
- 新たな旅券を取得した場合には、登録は自動的に延長されませんので、利用を継続したいときは、改めて自動化ゲートの利用希望者登録をしていただく必要があります。また、改姓された場合も登録情報の修正のため、改めて自動化ゲートの利用希望者登録申請をしていただく必要があります。

9 自動化ゲートの利用希望者登録の抹消の手続

- 利用希望者登録の抹消を希望される方は、自動化ゲート利用希望者登録抹消申出書を記入し、上記4のいずれかの場所で提出してください。郵送していただくこともできます（郵送する際には、封筒に「自動化ゲート利用希望者登録抹消申出書在中」と朱書きして利用希望者登録をされた場所宛てに送付してください。）。登録は抹消され、提供された指紋情報も消去されます。

[郵送の場合の宛先]

〒108-8255 東京都港区港南 5-5-30

東京出入国在留管理局審査管理部門

〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町 5-18

名古屋出入国在留管理局審査管理部門

〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53

大阪出入国在留管理局審査管理部門

〒282-0004 千葉県成田市古込字古込 1-1

成田国際空港第2旅客ターミナルビル6階

東京出入国在留管理局成田空港支局審査管理部門

〒144-0041 東京都大田区羽田空港 2-6-4 羽田空港C I Q棟

東京出入国在留管理局羽田空港支局審査管理部門

〒 479-0881 愛知県常滑市セントレア 1-1 C I Q棟内
名古屋出入国在留管理局中部空港支局
〒 549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中 1 番地
大阪出入国在留管理局関西空港支局審査管理部門

1 0 自動化ゲートの利用希望者登録の抹消等に関する留意事項

- 代理人による抹消の申し出は認められません。
- 自動化ゲートの登録期限を過ぎると、自動化ゲートの利用ができなくなります。
自動化ゲートの登録期限までに、紛失や盗難などにより登録した旅券の失効が外務省から通知された場合なども同様です。
紛失後にその旅券が見つかったような場合でも、自動化ゲートの利用はできませんので、御注意ください。
- 利用希望者登録が抹消された旨の通知は申請書に記載された居住地に郵送します（逮捕状が発付された場合など通知を行わない場合もありますので御了承ください）。なお、登録後の居住地の変更の届出は可能です。
- 既に利用希望者登録を行っている方で、指紋認証の不具合等を理由として指紋の再登録を希望するときは、登録を抹消した上で、改めて利用希望者登録を行っていただくことになります。

[自動化ゲートに関する問い合わせ先電話番号]

- 東京出入国在留管理局 … 審査管理部門（0570-034259（210））
- 名古屋出入国在留管理局 … 審査管理部門（0570-052259（110＃））
- 大阪出入国在留管理局 … 審査管理部門（0570-064259（210））
- 成田空港支局 … 審査管理部門（0476-34-2211）
- 羽田空港支局 … 審査管理部門（03-5708-3211）
- 中部空港支局 … 審査管理部門（0569-38-7413）
- 関西空港支局 … 審査管理部門（072-455-1457）

1 1 その他（顔認証ゲートの御案内）

顔認証ゲートは、旅券のICチップ内の顔の画像と顔認証ゲートの内蔵カメラで撮影した顔の画像を照合することにより同一人性を確認する自動化ゲートで、事前の登録なく御利用いただけます。

顔認証ゲートは、新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、福岡空港及び那覇空港に導入しておりますので、これらの空港から出帰国される際には、是非、御利用を御検討ください。

なお、顔認証ゲートは、お一人で機械の操作ができない方、身長135センチメ

ートル未満の方は御利用いただけません。また、外傷や経年等の事情で旅券取得時から顔貌に変化が生じた場合、その他何らかの事情で旅券 I C チップ内の顔の画像との照合ができない場合も顔認証ゲートは御利用いただけませんので、そのような場合は通常の審査ブースで出帰国手続きを受けてください。

(以 上)

QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。